

# 新型コロナウイルス感染症による影響に係る水道事業経営への支援について

課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国から「緊急事態宣言」が発出され、商業施設や宿泊施設を中心とした民間企業等では臨時休業や営業時間の短縮等に努めてきたところである
- こうした社会経済活動の停滞や新型コロナウイルス感染症に係る水道料金の減免措置等により、各水道事業者の水道料金収入は大きく減少し、事業経営への影響は避けられない状況である

## 新型コロナ禍水道経営への影響アンケート（令和2年10月22日付日本水道新聞）

Q:令和2年度の料金収入について、当初予算見込みに対する状況(8月末を目安)

増収傾向	概ね予算通り	減収傾向	その他
18事業者 (3.4%)	239事業者 (45.5%)	261事業者 (49.7%)	7事業者 (1.3%)

＜約半数の事業者において、減収傾向と回答＞

## 水道料金の支払い猶予等措置の実施状況（第11回厚生労働省アンケート結果）

・水道料金の支払い猶予の実施状況

回答:1,287事業者

実施中	今後実施予定	検討中	実施予定なし	合計
907事業者 (71.0%)	4事業者 (0.3%)	20事業者 (1.6%)	149事業者 (11.7%)	1,287事業者

※猶予金額 約37億1,900万円

・水道料金の減免実施状況

実施中	今後実施予定	実施済み	合計
65事業者 (5.1%)	18事業者 (1.4%)	441事業者 (34.5%)	524事業者 (41.0%)

※減免金額 約669億7,300万円

41%の事業者が  
減免を実施または  
実施予定

なお、減免に係る費用の全額を一般会計が負担する事業者は約6割で、約4割の事業者において公営企業会計での負担が生じている

## ① 特別減収対策企業債の発行要件緩和



公営企業における特別減収対策企業債について、**資金不足が見込まれる場合に限定することなく減収分を発行対象とするなど発行要件の緩和**を図り、**必要な財政措置を講じる**こと。 [要望事項(1)]

〈特別減収対策企業債〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる団体は、**令和3年度の資金不足額の見込額**について、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第1号の規定により資金手当のための**公営企業債が発行できる**。

## ② 水道料金の減収対策



**新型コロナウイルス感染症の影響により減少した水道料金に対し、必要な財政措置の拡充を図る**こと。 [要望事項(2)]

〈新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〉

新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則として、**地方公共団体が徴収する水道料金をはじめ公共料金の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して臨時交付金の対象とする**旨が示された。

## ③ 生活基盤施設耐震化等交付金等の採択基準緩和



新型コロナウイルス感染症対策に係る水道料金の減免措置を行った結果、料金回収率が下がった水道事業者に対して、**生活基盤施設耐震化等交付金等の採択基準を緩和する**こと。 [要望事項(3)]